

5

明治初年における八丈島の種痘

對馬 秀子, 酒井 シヅ

順天堂大学医史学研究室

牛痘接種法は、嘉永2年(1849)長崎から始まり全国各地へと伝播していった。それまでの人痘接種から牛痘種痘へと移り変わり、各地に種痘所が開設されていく中で、種痘医の免許制と小児への種痘義務化が図られた。明治9年(1876)5月18日内務省第16号の「天然痘予防規則」によって、「初生70日から満1才までの小児は必ず種痘すべし」(国立国会図書館, 近代デジタルライブラリー, 天然痘予防規則)と定められ、明治42年(1909)には種痘法(第35号)が施行された。

本発表では、八丈島における種痘について述べる。八丈島には、明治12年(1879)種痘術の免許をもった何越逸記という医師がやってきた[「明治12年御用留」高橋整家所蔵]。初めての西洋医の来島である。すぐに子ども達が集められ種痘が実施された[三根村役場日誌]。ちなみに、伊豆諸島で種痘医の記事が見られるのは、新島では明治15年(1882)に医生・植松周鼎(当29才)による種痘御免許証願[新島村史資料編1, 1996: 655]が出され、三宅島では明治20年(1887)徴兵検査官及種痘技師来島[浅沼悦太郎, 「三宅島歴史年表」1961: 72]とある。

1 種痘医と雇医について

近世における医師は、流人の中にいた。八丈島に送られた流人は、慶長11年(1606)から明治4年(1871)迄の265年間に1,900人弱である。『八丈島流人銘々伝』によると、流人帳の中に侍医、町医(2人)、医師(2人)、御殿医、寄合医師の7名がいる。その中の寄合医師・細川宗仙は、安永5年(1776)から51年間在島し文政9年(1826)に御赦免になった。寛政7年(1795)の大流行の時に遭遇したことになる。

明治12年10月6日、何越逸記医師(当22才)は雇内弟関任詮(当18才)と共に来島した。『明治12年御用留』に、何越医師(福島県大沼郡出身)の届出の記録があり、東京陸軍本病院並に明治医学社を卒業、東京府より種痘術の免許を受けたこと、大賀郷(村名)農奥山平七方に於いて開業すること、種痘の為「術苗継候間」種痘の小児を御調御廻下され度、との御願上がなされている。

その後、5ヶ村で期限付きの医師を雇い入れ、明治13年に1ヶ年浅川益寿、2ヶ年川合庫太郎、明治18年大山常敏、明治21年野田甚平が来る。期限終了後の雇医の詳細については不明である。明治15年には、田村新治郎医師が来島し明治末年まで中之郷村で開業する。

2 種痘の実施

もっとも早い種痘の記録は、代官・江川太郎左衛門英龍の命により嘉永3年(1850)支配地駿豆甲武相に告諭を發して種痘を実施し、肥田春安が13人の児童に接種した後「遠く八丈三宅の孤島に渡って牛痘の理を説き聞かせて接種を行った」(江川太郎左衛門全集上巻, 1954: 145-147)。元治元年(1864)長崎丸1号が漂着し、当時疱瘡が流行していたが乗り合わせた医師・緒方精齋と吉雄幸澤が種痘を施したとある(都立公文書館所蔵 近藤富蔵著『八丈実記』31巻)。両医師に関しては不詳である。「三根村日誌」には、種痘料1人米3盃とある。1盃は2合半である。医師にも石高で礼金を支払っている。

3 まとめ

伊豆諸島の島々は、近世においては年に数度の帆船による往来があるのみで、とりわけ八丈島は絶海の孤島である。幕府に流刑地とされたことから、医師も流人に頼ったことが記録されている。島外から入る疫病、流人医師、雇医、漂着船など、当時の島という地理的条件の厳しさが窺える。そんな中で、明治になって種痘医、雇医が来たのは画期的な事と考えられる。だが、金銭の通用しないといわれた島で種痘料は決して安いものではない。本報告者は、八丈島の高橋整家の古文書調査中であるが、数々の証書類は借金の申し込みである。疱瘡による死亡、治療代、葬式代などの手当てに困窮する様子が見え、島の暮らしを窺うことができる。